

高病原性鳥インフルエンザから 飼養している家きんを守りましょう！！

- ・昨シーズンは家きん（鶏、アヒル）では18県52例発生し、約987万羽が殺処分され、最大の発生数となりました。
- ・今年も北海道旭川市の野鳥からA型鳥インフルエンザのウイルスが検出され、韓国の野鳥からはH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザが検出されました。

高病原性鳥インフルエンザはこんな病気です！

- 主に鳥類に感染し、感染した鶏（チャボ、烏骨鶏等も含む）は高率に死亡します。
- アヒル（水きん）に感染した場合は、症状が様々で、発病しない場合もありますが、体内でウイルスが増え感染拡大の原因となります。
- 発生地域から渡り鳥を介して持ち込まれ、野鳥、野生動物により感染が拡大していきます。
- 感染が確認された場合は、法律に基づいて、家畜保健衛生所へ届け出が必要になります。

今シーズンも昨シーズン並みの大流行の恐れがあります。
ウイルスの侵入防止を徹底し、飼養家きんを守りましょう！

以下の項目について、重点的な点検をお願いします。

- 1 衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除



東濃家畜保健衛生所（高病原性鳥インフルエンザ相談窓口）

TEL0573-26-1111（内395） FAX0573-25-7669

E-mail: c24507@pref.gifu.lg.jp

